

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

（公印省略）

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について（通知）

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年5月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1, 510円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1, 560円

(2) 施術料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1, 230円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1, 500円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

標記については、平成16年10月1日付保医発第1001002号により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1

- (1) 第1章3を第1章4に改める。
- (2) 第1章2を第1章3に改める。
- (3) 第1章1の次に次のように加える。
 - 2 患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。
- (4) 第7章中「社団法人日本鍼灸師会」を「公益社団法人日本鍼灸師会」に改め、「社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」を「公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」に改め、「社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会」を「公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会」に改める。
- (5) 別紙4を次のとおり改める。

2 別添2

- (1) 第1章3を第1章4に改める。
- (2) 第1章2を第1章3に改める。
- (3) 第1章1の次に次のように加える。
 - 2 患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の

利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。

- (4) 第6章中「社団法人日本鍼灸師会」を「公益社団法人日本鍼灸師会」に改め、「社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」を「公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会」に改め、「社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会」を「公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会」に改める。
- (5) 別紙4を次のとおり改める。

別添 1 (別紙 4)

療養費支給申請書 (年 月分) (はり・きゅう用)

被 保 険 者 欄	○被保険者証等の記号番号				○発病又は負傷年月日				○傷病名																									
					年 月 日																													
	(フリガナ)				続 柄				○発症又は負傷の原因及びその経過																									
	療 養 を 受 け た 者 の 氏 名				男 ・ 女				○業務上・外、第三者行為の有無																									
明・大・昭・平 年 月 日生								1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他																										
施 術 内 容 欄	初 療 年 月 日				施 術 期 間				実 日 数																									
	平成 年 月 日				自・平成 年 月 日～至・平成 年 月 日				日																									
	傷病名				1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()				請 求 区 分 新 規 ・ 継 続 転 帰 継続・治癒・中止・転医																									
	初 検 料								円																									
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用																																	
	施 術 料								円 × 回 = 円																									
	はり								円 × 回 = 円																									
	きゅう								円 × 回 = 円																									
	はり・きゅう併用								円 × 回 = 円																									
	電療料								円 × 回 = 円																									
1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具																																		
往 療 料				2 km まで				円 × 回 = 円																										
加 算 (km)								円 × 回 = 円																										
費 用 額 計								円																										
施術日	通院○	往療◎	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。				平成 年 月 日				保健所登録区分				1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地																						
免許登録番号 _____ はり師				住所				氏 名				☎ 電 話																						
免許登録番号 _____ きゅう師																																		
上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。				平成 年 月 日				〒 _____				氏 名				☎ 電 話																		
申請者 (被保険者) 殿																																		
支払区分				預金の種類				金融機関名				銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所																						
1. 振 込 2. 銀行送金				1. 普通 2. 当座																														
3. 郵便局送金 4. 当地払				3. 通知 4. 別段																														
☐ 座 名 義 カタカナで記入				口座番号								郵便局																						
同意医師の氏名				住 所				同意年月日				傷 病 名				要加療期間																		
								平成 年 月 日																										

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 平成 年 月 日

申請者 住所
(被保険者) 氏名 _____ ☎ _____

住所
代理人 氏名 _____ ☎ _____

※ 給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に記入してください。

別添2 (別紙4)

療養費支給申請書 (年 月分) (あんま・マッサージ用)

被 保 険 者 欄	○被保険者証等の記号番号				○発病又は負傷年月日			○傷病名		
					年 月 日					
	(フリガナ)				続 柄			○発症又は負傷の原因及びその経過		
療 養 を 受 け た 者 の 氏 名	男 ・ 女				続 柄			○業務上・外、第三者行為の有無 1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他		
	明・大・昭・平 年 月 日生									
施 術 内 容 欄	初療年月日		施 術 期 間				実 日 数		請 求 区 分	
	平成 年 月 日		自・平成 年 月 日～至・平成 年 月 日				日		新 規 ・ 継 続	
	傷 病 名 又 は 症 状								転 帰	
									継続・治癒・中止・転医	
	マ ッ サ ー ジ		軀 幹	円×		回=	円	摘 要		
			右 上 肢	円×		回=	円			
			左 上 肢	円×		回=	円			
			右 下 肢	円×		回=	円			
			左 下 肢	円×		回=	円			
	変 形 徒 手 矯 正 術			円×	肢×	回=	円			
温 罨 法			円×		回=	円				
温 罨 法 ・ 電 気 光 線 器 具			円×		回=	円				
往 療 料 2km まで			円×		回=	円				
加 算 (km)			円×		回=	円				
合 計						円				
施術日 通院○ 往療◎		月	1 2 3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。				保健所登録区分		1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地			
	平成 年 月 日 免許登録番号				住 所		氏 名 ④ 電 話			
申 請 欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。				千 一					
	平成 年 月 日				申請者 住 所		氏 名 ④ 電 話			
支 払 機 関 欄	支払区分		預金の種類		金融機関名		銀行 本店			
	1. 振 込 2. 銀行送金		1. 普通 2. 当座				金庫 支店			
	3. 郵便局送金 4. 当地払		3. 通知 4. 別段				農協 出張所			
口座名義 カタカナで記入		口座番号				郵便局				
同 意 記 録	同意医師の氏名		住 所		同意年月日		傷 病 名		要加療期間	
					平成 年 月 日					

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。		平成 年 月 日	
申請者 住所			
(被保険者) 氏名		④	
住所			
代理人 氏名		④	

※ 給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に記入してください。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
<p>別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則</p> <p>1 はり、きゅうの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。</p> <p><u>2 患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。</u></p> <p><u>3 療養費の適正な支給を確保するためには、施術を行う者の協力が不可欠であることから、療養費の対象となる施術を行う機会のある施術者に対しては、本留意事項の周知を図り、連携して円滑な運用に努めること。</u></p> <p><u>4 請求のあった療養費は、適正な支給を確保しつつ速やかに支給決定するよう努めること。</u></p> <p>第2章 療養費の支給対象 （略）</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い （略）</p> <p>第4章 初検料 （略）</p> <p>第5章 施術料 （略）</p>	<p>別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則</p> <p>1 はり、きゅうの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。</p> <p>2 療養費の適正な支給を確保するためには、施術を行う者の協力が不可欠であることから、療養費の対象となる施術を行う機会のある施術者に対しては、本留意事項の周知を図り、連携して円滑な運用に努めること。</p> <p>3 請求のあった療養費は、適正な支給を確保しつつ速やかに支給決定するよう努めること。</p> <p>第2章 療養費の支給対象 （略）</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い （略）</p> <p>第4章 初検料 （略）</p> <p>第5章 施術料 （略）</p>

第6章 往療料 (略)

第7章 施術録 (略)

療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等からの施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完了の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。

施術録の記載事項(例) (略)

第8章 支給事務手続き (略)

第6章 往療料 (略)

第7章 施術録 (略)

療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、社団法人日本鍼灸師会、社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等からの施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完了の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。

施術録の記載事項(例) (略)

第8章 支給事務手続き (略)

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
<p>別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則</p> <p>1 マッサージの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。</p> <p><u>2 患者が施術者から健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供を受けて、当該施術者を選択し、施術を受けた場合は、療養費の支給の対象外とする。</u></p> <p><u>3 療養費の適正な支給を確保するためには、施術を行う者の協力が不可欠であることから、療養費の対象となる施術を行う機会のある施術者に対しては、本留意事項の周知を図り、連携して円滑な運用に努めること。</u></p> <p><u>4 請求のあった療養費は、適正な支給を確保しつつ速やかに支給決定するよう努めること。</u></p> <p>第2章 療養費の支給対象 （略）</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い （略）</p> <p>第4章 施術料 （略）</p> <p>第5章 往療料 （略）</p>	<p>別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第1章 通則</p> <p>1 マッサージの施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の対象となる施術は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和22年12月20日法律第217号）に反するものであってはならないこと。</p> <p>2 療養費の適正な支給を確保するためには、施術を行う者の協力が不可欠であることから、療養費の対象となる施術を行う機会のある施術者に対しては、本留意事項の周知を図り、連携して円滑な運用に努めること。</p> <p>3 請求のあった療養費は、適正な支給を確保しつつ速やかに支給決定するよう努めること。</p> <p>第2章 療養費の支給対象 （略）</p> <p>第3章 医師の同意書、診断書の取扱い （略）</p> <p>第4章 施術料 （略）</p> <p>第5章 往療料 （略）</p>

第6章 施術録 (略)

療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等からの施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完了の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。

施術録の記載事項 (例) (略)

第7章 支給事務手続き (略)

第6章 施術録 (略)

療養費の円滑な運用をするためには、施術者の行った施術の内容について確認する必要がある場合が考えられるが、社団法人日本鍼灸師会、社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である施術者には、当該法人より別紙3の施術録を整備すること、保険者等からの施術録の提示及び閲覧等を求められた場合は速やかに応じること、施術録を施術完了の日から5年間保管すること、が周知指導されているので参考にされたい。

施術録の記載事項 (例) (略)

第7章 支給事務手続き (略)

気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき300円を加算する。

(3) 往療料 1, 800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 270円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 75円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 555円

(4) 往療料 1, 800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（通知）」新旧対照表

新	旧
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 <u>1, 510円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 <u>1, 560円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき<u>1, 230円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき<u>1, 500円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 <u>1, 800円</u></p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 400円を加算する。</p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 <u>1, 405円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 <u>1, 455円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき<u>1, 195円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき<u>1, 495円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 <u>1, 860円</u></p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 400円を加算する。</p>

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 270円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 75円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあつては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 555円

(4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 260円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 70円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあつては、100円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 535円

(4) 往療料 1,860円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。